

新規調査によるフォローアップ

今後の実効性確保策のフォローアップに向けた取組方針について

「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）

第4章 その他（抄）

（3）基準の見直し

- ・今後、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。

労務費の基準WGにおけるこれまでの議論

- 建設キャリアアップシステムのレベル別年収等を、現場従事者の適正な賃金水準としていくために、国としての具体的な方向性・施策を改めて示していただきつつ、労務費に関する基準の効果検証等を、引き続きこのワーキンググループで論議していただきたい。
- 民間工事において、おおむねどの程度労務費がアップにするのかという試算や、その数値が我が国の建設市場がそれによりどのような変動を起こす可能性があるのかということについて、把握して公表していただきたい。
- 現下の建設費高騰の中で、自ら（発注者）の立場としては既に適切な労務費を支払っているつもりだが、最終的に技能者に賃金が行き渡らない状況について、元請から技能者にたどり着くまでの重層下請構造の形態のどこに課題があるのかとその解決方を議論しないままに労務費の確保のみを進めても、いずれ建設投資が滞ってしまうのではないか。

フォローアップの実施に向けたポイント

- 労務費等を内訳明示した見積の取り交わし等、今回の制度改正によって図ることとされた新たな商習慣がどの程度定着しているかを、どのように確認するか。
- 新たな商習慣の定着の結果、建設市場に生じている影響（適正な労務費が実際にどの程度確保されているか）についてどのように把握していくか。また、行き渡り阻害要因をどのように把握するか。
- 施策の目的である、主に賃金面での建設技能者の処遇改善状況の把握に向け、マクロレベルでの建設技能者の平均的な賃金水準の把握に加え、ミクロレベルで個人のCCUSレベルに見合ったCCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、現状と状況の改善に向けた知見をどのように把握していくか。

新たな実態調査の実施方針について

「適正労務費」の取引への 反映状況等に係る実態調査

実施目的（課題）：

従前の調査では事業者の主観ベースでしか確認できていなかった適正な労務費の確保状況について、基準によって示された適正な労務費が取引において反映されているかを、「基準値」を活用して客観的に把握する。

実施対象：

既に基準値が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：

基準値で定めた標準的な仕様・作業内容で行われた工事における単位施工量あたり見積り額をアンケートベースで調査（マクロ的把握）

「行き渡り」の阻害要因に 係る実態調査

実施目的（課題）：

従前必ずしも定性的にしか把握されていなかった労務費行き渡りの「阻害要因」が生じる要因について、個別の工事に着目して分析し、追加的に施策を講じるべき点がないか把握する。

実施対象：

公共工事・民間工事、土木工事・建築工事等の一定の類型を考慮した上で選定する数件程度の工事

実施方針：

選定された工事について、発注者や、施工体制下の元請・下請・技能者それぞれにおける労務費確保・賃金の支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

CCUSレベル別年収の 支払い状況に係る実態調査

実施目的（課題）：

従前、統計ベースのマクロ的数字としてしか把握されていなかった技能者への賃金支払いの状況について、個別の技能者へのCCUSレベル別年収（目標値）が支払われる環境構築に向け、どのような施策を追加的に講じる余地があるかを把握する。

実施対象：

既にCCUSレベル別年収が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：

対象企業における賃金支払い状況について、賃金台帳・出勤状況・CCUS能力評価の状況（能力評価が進んでいない理由）等の把握により、賃金支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

※いずれについても、あくまで施策検討に向けた一般的な課題把握を目的とし、法令に基づく取締り・指導を目的としない調査とする。

第12回 労務費の基準に関するWG における主なご意見

- 発注者の立場からも、行き渡りのボトルネックの調査は、今回の法改正の目的から非常に大切な調査である。数件程度の工事での実施となっているが、調査結果によっては、継続的な実施、複数回実施としても良いのではないかと考える。
- 示されたフォローアップ調査について、新たな請負契約ルールを導入やその実効性を高めていくためには、各種実態調査において、民間建築工事や住宅工事の現場、とりわけ重層下請構造や一人親方が関与する現場における実効性確保が重要であると考え。そのため、今後の実態調査に当たっては、これらの点を特に考慮した調査方法を採用することが望ましいと考える。
- 労務費等に関する実態調査については、今後も積極的に推進していくことに異論はない。ただし、公共工事では対応が進んでいる一方、民間工事では同様の対応が進んでいないケースが多い。公共工事と民間工事の両方を手がける事業者にとっては、一部の工事条件のみが改善されても、年収全体としての引き上げには直結しない場合がある。実態調査の結果や活用にあたっては、こうした業界全体の実情を踏まえて検討してほしい。
- 次に、複数の委員からも指摘があった行き渡りボトルネックの把握について、調査を早期かつ精緻に実施することをお願いしたい。ボトルネックが解消されなければ、建設経済全体が円滑に機能しないのではないかと考える。

①「適正労務費」の取引への反映状況等に係る実態調査 (1) 調査対象について

- 『①「適正労務費」の取引への反映状況等に係る実態調査』は、労務費の基準値を活用し、適正な労務費の取引への反映状況を客観的に把握するため、基準値設定職種の一定規模の建設業者へ調査を実施するもの。
- 制度開始初年度の試行的取組みであり、調査手法を確立しながら進める必要があるところ、調査対象職種を限定したサンプル調査を実施し、今後、調査の知見を踏まえて対象範囲の拡大を検討する。
- まずは、労務費の基準値が策定済み、かつ団体が標準見積書を作成しているもので、見積りの取組みが一定程度進んでいると考えられる鉄筋工事、型枠工事の2職種とする。
- 改正建設業法の全面施行（R7.12）以降に契約された工事を対象に調査を行う。

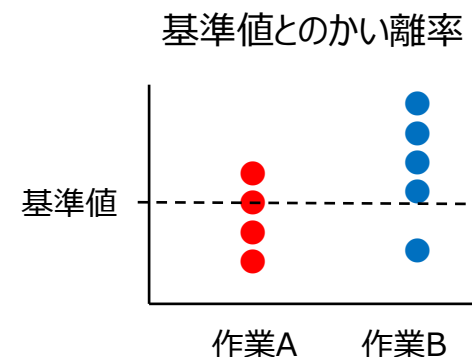
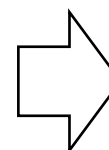
職種：鉄筋・型枠

- 既に基準値が定まっている特定の職種分野であり、適切な労務費や経費を内訳明示した標準見積書を団体で作成していて、見積りの取組みが一定程度進んでいると考えられる鉄筋と型枠を調査対象とする。
- 地域別に分析を行うために、調査対象工事業者を、それぞれ各都道府県で1社程度ずつ選定し、各社2現場程度で調査を行う。
(参考) 全国における鉄筋工事業者は4,561社（国土交通省「建設工事施工統計」（令和6年度）より）、型枠工事業者は約4,000社（令和3年日本型枠推定）程度と想定
- 業者の選定は、各団体の協力のもと団体からの指名にて行う。




調査の流れ

- 調査対象工事業者にて見積書を提出していただき、必要なデータの読み取りを行う。
- 調査する資料は、基準値で定めた標準的な仕様・作業内容で行われた工事で注文者に提出した最終見積書を各団体で定めた標準見積書に計上したものとする。
- 見積書からは読み取れない情報（工事の概要、施工条件、施工条件による補正の考え方等）は、合わせて実施する補足アンケートで補完する。



①「適正労務費」の取引への反映状況等に係る実態調査 (2) 調査の流れ・調査事項について

- 調査対象の選定を行った後、調査対象の個々の工事業者に調査協力を依頼、基準値で定めた標準的な仕様・作業内容で行われた工事について、注文者に提出した見積書等を標準見積書に計上し、補足アンケート※と共に提出する。その情報から労務費等の確保の水準を把握する。
- 本WG後、関係事業者・現場への協力要請のもと、調査実施方法等の具体的な調整を進める。

※標準見積書に記載されない、施工都道府県、工期、見積した条件、仕様等をアンケートで確認

10月上旬～

①

調査対象の選定
調査協力依頼

対象業種の事業者を各都道府県で1社程度ずつ選定、調査対象の個々の工事業者に調査協力を依頼

10月下旬
～11月末

②

調査の実施

標準的な仕様・作業内容で行われた工事について、注文者に提出した見積書等を各団体が作成する標準見積書に計上し、補足アンケートと共に提出

把握する事項	見積書記載の項目	比較する値
労務単価のかい離率	労務単価 (円/人・日)	公共工事設計労務単価
歩掛のかい離率	歩掛 人・日/施工単位 施工単位/人・日	「労務費の基準値」の歩掛
基準値とのかい離率等※	単位施工量当りの施工費 (円/施工単位)	「労務費の基準値」

※上記の他、施工都道府県、工期、見積した条件、仕様等を補足アンケートで確認する

②「行き渡り」の阻害要因に係る実態調査 (1) 調査対象について

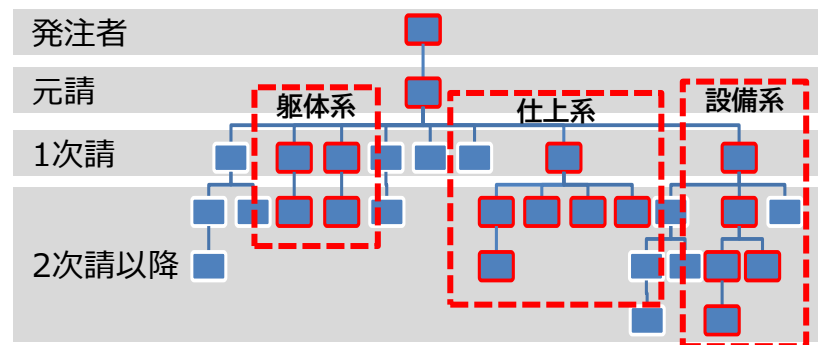
- 『②「行き渡り」の阻害要因に係る実態調査』は、技能者への適正な労務費の行き渡りを阻害する要因を把握するため、個別の工事に着目して分析し、追加的に施策を講じるべき点がないか把握するために契約・支払実態等について関係事業者等へ調査を実施するもの。
- 制度開始初年度の試行的取組みであり、調査手法を確立しながら進める必要があるところ、調査対象工事を限定したサンプル調査を実施し、今後、調査の知見を踏まえて対象地域・工事範囲の拡大を検討する。
- まずは、主要類型と考えられる工事分類として、民間建築（大規模）、民間建築（住宅）、公共土木を対象とする。
- 改正建設業法の公布（R6.6）以降に契約された工事を対象とする。

工事類型 1：民間建築（大規模）

- 専門工事業者が多数参画すると考えられることから、調査対象については、発注者（施主）と元請けを含む15～20社程度の契約分とする。
- 新しいルールが比較的浸透していると考えられるため、大手不動産デベロッパーが発注する工事とする。
- 職種分野別については調査初年度であることから、①の調査や③の調査との有機的に分析を行うため、躯体系の工種、及び仕上げ系の工種からそれぞれ選定する。また、特に重層的な下請構造を有する場合が多く、政策的要請があることも踏まえ、設備工事系についても調査する。

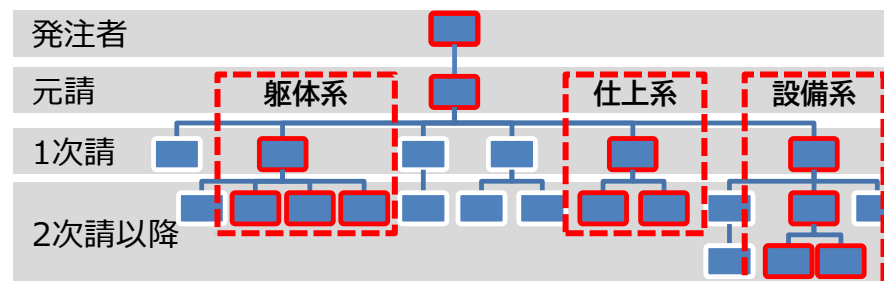


イメージ



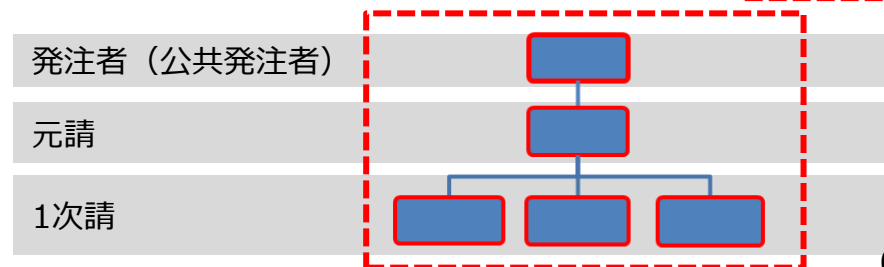
工事類型 2：民間建築（住宅）

- 専門工事業者が多数参画するのは民間建築（大規模）と同様であるが、調査対象については、発注者（施主）と元請けを含む10～15社程度の契約分とする。
- 新しいルールが比較的浸透していると考えられるため、大手住宅メーカーが施工する工事とする。
- 職種分野別については、民間建築（大規模）と同様に躯体系の工種、仕上げ系の工種、及び設備工事系について調査する。



工事類型 3：公共土木

- 新しいルールが比較的浸透していると考えられるため、都道府県が発注する工事とする。
- 建築工事と比較して工種数や下請構造は相対的に限定されると考えられることから、調査対象については、発注者を含む全ての契約分(5社程度を想定)とする。



②「行き渡り」の阻害要因に係る実態調査 (2) 調査の流れについて

- 調査の流れとしては、事前資料の提出依頼及び調査対象の選定・依頼を行った後、発注者・元請・下請それぞれに対する資料確認及びヒアリングを実施する。
- 本WG後、関係事業者・現場への協力要請のもと、ヒアリング対象や調査実施方法等の具体的な調整を進める。

10月上旬頃

① 調査協力依頼

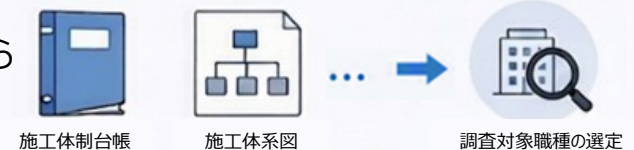
調査協力依頼
(事前資料の提出依頼)



10月下旬頃

② 調査対象の選定

事前資料（施工体制台帳、施工体系図等）から
調査対象職種を選定



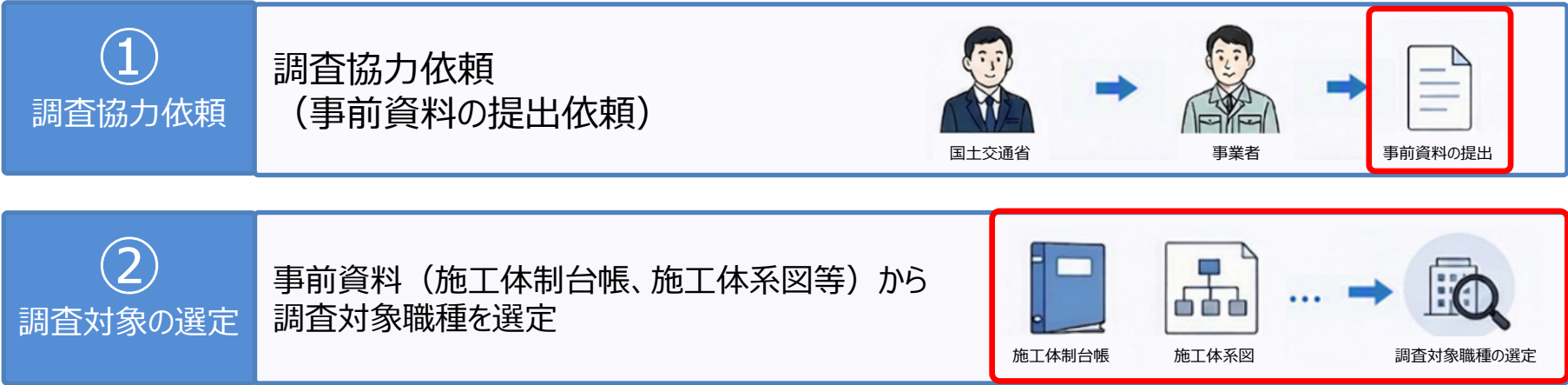
11月
～R9.1月

③ 資料確認及び ヒアリングの実施

発注者／元請／下請ごとに
資料確認及びヒアリングを実施

- ・発注者：元請との契約内容
- ・元 請：元請／下請との契約内容
- ・下 請：元請／下請／技能労働者との契約内容





対象資料	記載内容	関係者
設計書	・ 図面、仕様、数量、現場条件	発注者
見積書 (当初・最終)	・ 単価、数量、歩掛、経費	発注者－元請 元請－下請 下請－下請
契約書 (請書)	・ 最終契約金額 ・ 条項（特にコミットメント条項）	発注者－元請 元請－下請 下請－下請
打合せ記録	・ 打合せの履歴	発注者－元請 元請－下請 下請－下請
雇用契約書 賃金台帳	・ 技能労働者の雇用条件（労働時間、休暇等） ・ 技能労働者への賃金支払い状況	事業主-労働者
施工体制台帳	・ 施工企業数 ・ 契約系統	元請

②「行き渡り」の阻害要因に係る実態調査 (3) 調査で把握する事項について

③

資料確認及び
ヒアリングの実施発注者／元請／下請ごとに
資料確認及びヒアリングを実施

- ・発注者：元請との契約内容
- ・元 請：元請／下請との契約内容
- ・下 請：元請／下請／技能労働者との契約内容



ヒアリング項目

◆基本事項

- ・ 労務費に関する基準・労務費の基準値を認識しているか
- ・ 『通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集』の存在を知っているか

◆設計・当初見積時

- ・ 注文時や見積時に、仕様や施工条件、リスク分担等は明確になっていたか
- ・ 見積や査定がしにくいもの、見積や査定が大きな負担となっている項目はあるか。その原因は何か

◆調査対象工事以外も含めた全般事項

- ・ 適正な労務費・必要な経費不足と判断した事例はないか
- ・ 労務費の行き渡りに阻害要因が生じているとの認識はあるか
- ・ 事業者内で制度趣旨等の認知は進んでいるか

③

資料確認及び
ヒアリングの実施

発注者／元請／下請ごとに
資料確認及びヒアリングを実施

- ・発注者：元請との契約内容
- ・元 請：元請／下請との契約内容
- ・下 請：元請／下請／技能労働者との契約内容



ヒアリング項目

◆見積

- ・ 工事予算はどのように設定しているか
- ・ 当初見積段階で、何社(程度)に求めたか ※工種毎
- ・ 下請分も含めた見積りとしているか
- ・ 労務費以外の経費の見積り、確保は行っているか
- ・ 下請に見積の内訳明示を求めたか
- ・ 当初見積で計上している労務費は、「労務費に関する基準」の考え方に沿って作成されていることを確認したか
- ・ 発注者に見積内容について説明をしたか
- ・ 「運用方針」について知っている、参照しているか

◆価格交渉、契約

- ・ 当初見積の価格で契約できたか
- ・ 請負先の選定にあたり価格（値下げ）交渉はどのように行ったか
- ・ 請負先の最終選定はどのような判断基準で行ったか

◆調査対象工事以外も含めた全般事項

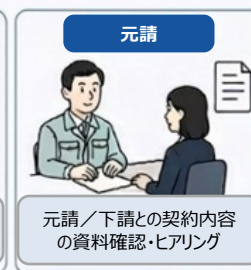
- ・ 労務費の行き渡りの状況について把握するための独自の努力（＝手法）などはあるか

②「行き渡り」の阻害要因に係る実態調査 (3) 調査で把握する事項について

③

資料確認及び
ヒアリングの実施発注者／元請／下請ごとに
資料確認及びヒアリングを実施

- ・発注者：元請との契約内容
- ・元 請：元請／下請との契約内容
- ・下 請：元請／下請／技能労働者との契約内容



ヒアリング項目

◆見積

- ・工事予算はどのように設定しているか
- ・見積の内訳明示を行ったか
- ・当初見積で計上している労務費は、「労務費に関する基準」の考え方に沿って作成したか
- ・下請をする場合の請負金額は見積にどのように見込んでいるか
- ・注文者に見積内容について説明をしたか
- ・標準見積書や「書き方ガイド」を認知・活用しているか

◆価格交渉、契約

- ・当初見積の価格で契約できたか
- ・請負先の最終選定はどのような判断基準で行ったか

◆調査対象工事以外も含めた全般事項

- ・契約価格で確保できた労務費と実際の賃金に乖離はあるか
- ・雇用維持・処遇改善のために行っていること（かつ費用確保が困難なもの）はあるか
- ・対象工事以外に（賃金の原資になりうる）収入源があるか

②「行き渡り」の阻害要因に係る実態調査 (4) 阻害要因分析について

- 本調査を踏まえ、①各工事共通で、設計・積算、見積り、価格交渉・契約、精算等の各フローごとの課題、②事業主体に応じた特有の課題、③工事類型に応じた特有の課題をそれぞれ特定、分析。
- 上記の分析を踏まえ、追加的に施策を講じるべき措置等について検討する。
- 今回の調査は、ご協力いただける工事・事業者を対象にして実態把握をするものであるため、今後も調査を継続し、サンプルの充実を図っていく予定である。



▶ 調査結果を踏まえた新たな施策の検討

③CCUSレベル別年収の支払い状況に係る実態調査 (1) 調査対象について

- 『③ CCUSレベル別年収の支払い状況に係る実態調査』は、技能者への賃金支払状況を踏まえ、CCUSレベル別年収（目標値）の実現に向けた追加的施策の余地を把握するため、CCUSレベル別年収が設定されている職種分野の一定規模の建設業者へ調査を実施するもの。
- 制度開始初年度の試行的取組みであり、調査手法を確立しながら進める必要があるところ、調査対象職種を限定したサンプル調査を実施し、今後、調査の知見を踏まえて対象範囲の拡大を検討する。
- まずは、CCUSレベル別年収が設定されている職種のうち、民間建築分野におけるレベル別年収の支払い実態や課題の把握を図る観点から、左官工事と内装工事の2職種とする。
- 直近1年分（令和7年11月～令和8年10月）の賃金台帳を調査予定。

職種：左官・内装

- CCUSレベル別年収が設定されている職種であり、民間建築分野におけるレベル別年収の支払い実態や課題の把握を図る目的から、まずは左官工と内装工を調査対象とする。
- CCUSレベル別年収は地域別に設定されていることから、調査対象工事業者をそれぞれ各ブロックで数社程度ずつ選定し、各社に所属する複数人の賃金を調査する。

※全国における左官工事従業者数は17,724人、内装工事業者は203,217人（国土交通省「建設工事施工統計」（令和6年度）より）

- 業者の選定は、各団体の協力のもと団体からの指名にて行う。

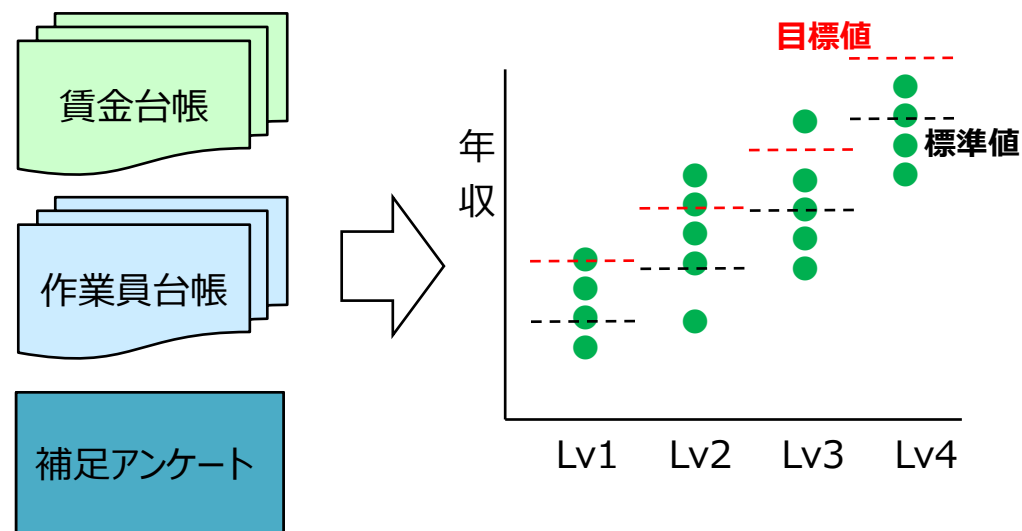
調査の流れ

- 調査対象工事業者にて賃金台帳、作業員台帳等を提出していただき、分析に必要なデータを読み取る。
- 調査する資料は、技能者毎の直近1年分の賃金（基本給＋各種手当＋賞与等）が記載された賃金台帳及び作業員台帳とする。
- 賃金台帳・作業員台帳からは読み取れない情報（雇用形態、経験年数、勤続年数、CCUS技能レベル等）は、合わせて実施する補足アンケートで補完する。



氏名	出勤日数	基本給	手当	労働者手当	総額合計	支給合計
A	21	350,000	45,000	22,000	50,000	387,000
B	22	360,000	40,000	18,000	48,000	370,000
C	20	320,000	35,000	15,000	42,000	328,000
E	22	370,000	25,000	20,000	35,000	380,000
F	22	370,000	25,000	15,000	30,000	380,000
G	22	370,000	25,000	15,000	30,000	380,000
G	23	180,000	30,000	25,000	40,000	195,000
H	22	180,000	30,000	20,000	35,000	195,000
I	22	450,000	35,000	30,000	45,000	210,000
J	23	450,000	35,000	25,000	40,000	210,000

氏名	生年月日	入社年月日	職種	資格	現職名
A	1985-06-15	2010-04-01	安全監理員	安全監理員	現場1
B	1988-11-22	2012-09-15	作業員	技能者	現場2
C	1990-03-05	2015-01-20	管理員	管理員	現場3
E	1988-11-05	2010-09-01	作業員	管理員	現場4
F	1999-12-10	2011-09-01	作業員	管理員	現場5
G	1999-12-10	2011-09-01	管理員	技能者	現場6
G	1994-05-30	2019-04-01	作業員	安全監理員	現場7
H	1999-06-05	2020-04-01	安全監理員	技能者	現場8
I	1999-06-05	2020-04-01	安全監理員	技能者	現場9
J	1996-07-10	2021-04-01	管理員	管理員	現場10



- 調査対象の選定を行った後、調査対象の個々の工事業者に調査協力を依頼、賃金台帳、作業員台帳等の関係書類と補足アンケート※から賃金の支払い状況を把握する。
 - 本WG後、関係事業者・現場への協力要請のもと、調査実施方法等の具体的な調整を進める。
- ※関係書類に記載されない、雇用形態、経験年数、勤続年数、CCUS技能レベル等をアンケートで確認

10月上旬 ~

①
調査対象の選定
調査協力依頼

対象業種の事業者を各ブロックで数社程度ずつ選定、調査対象の個々の工事業者に調査協力を依頼

10月下旬
~11月末

②
調査の実施

賃金台帳、作業員台帳等の関係書類と補足アンケートを提出していただき、賃金の支払い状況を把握

把握する事項	賃金台帳等の項目	比較する値
CCUSレベル別年収とのかい離率	技能労働者毎に総支給額等を分析し、 想定年収を算出	地域別・職種別のCCUSレベル別年収 (標準値/目標値)

※上記の他、雇用形態、経験年数、勤続年数、CCUS技能レベル等を補足アンケートで確認する。

フォローアップ調査の実施方針のまとめと今後の流れ(案)

■ フォローアップ調査 実施方針のまとめ (案)

	①適正労務費調査	② 阻害要因調査	③ CCUSレベル別年収調査
調査対象	<u>鉄筋、型枠の専門工事業者</u> とする。(P.4)	以下の工事における <u>発注者、元請及び専門工事業者の一部</u> とする。(P.6) 1. <u>民間建築(大規模)</u> 2. <u>民間建築(住宅)</u> 3. <u>公共土木</u>	<u>左官、内装における専門工事業者(技能労働者の賃金)</u> とする。(P.13)
調査事項	<u>注文者に提出した最終見積書に記載された金額等</u> とする。(P.4)	<u>設計書、契約書、見積書等の作成・確認状況や内容のヒアリング等</u> とする(P.7)	<u>技能労働者に支払った賃金等</u> とする。(P.13)
調査に使用する資料	・<u>最終見積書(各団体にて定められた標準見積書に反映)</u>(P.5) ・<u>補足アンケート</u>(P.5)	・<u>設計書</u>(P.8) ・<u>見積書(当初・最終)</u>(P.8) ・<u>契約書(請書)</u>(P.8) ・<u>打合せ記録</u>(P.8) ・<u>雇用契約書</u>(P.8) ・<u>賃金台帳</u>(P.8) ・<u>施工体制台帳</u>(P.8) ・<u>内容ヒアリング</u>(P.9～11)	・<u>賃金台帳</u>(P.14) ・<u>作業員台帳</u>(P.14) ・<u>補足アンケート</u>(P.14)
得られる情報(想定)	最終見積書における労務費と「 <u>労務費の基準値</u> 」との <u>かい離率等</u> を分析。(P.5)	適正な労務費の <u>行き渡りの阻害要因</u> を洗い出す。(P.12)	技能者の賃金と <u>CCUSレベル別年収とのかい離率等</u> を分析する。(P.14)

■ 今後の流れ (案)

